

高松家庭裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

令和3年7月2日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

植松真抄子，熊澤貴士，坪井祐子，徳井真，長町協子，藤澤恒子，本山秀樹，柳瀬治夫，山下直子，吉田剛

(2) 説明者

田島朋子（次席家裁調査官），足立和城（主任家裁調査官），長町協子

(3) 事務担当者

及川裕康（首席家庭裁判所調査官），小西孝雄（首席裁判所書記官），渡邊泉（事務局長），西田修司（事務局次長），塩見武和（総務課長），高橋潤平（総務課課長補佐）

4 議事（■委員長，○委員，●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「児童虐待問題と家庭裁判所の役割」に関する協議

ア テーマに関して，説明者が「児童虐待関係事件の手続と実務の実情について」及び「児童虐待対応業務について」説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

■ 児童虐待問題について社会全体でどのように向き合っていくか，児童虐待に関わる関係機関との連携はどうあるべきか，家裁の事件処理はどうあるべきかについて，各委員の所属の機関等での取組もご紹介いただきながらご意見をうかがいたい。

○ 児童虐待と検察との関わりは，親権喪失や停止事件について検察官も申

立人となっているという点にもあるが、やはり刑事事件を通じてということになる。具体的には、児童が親から精神的虐待や性的虐待を受ける事案について、警察が刑事事件として認めた事案に関して、警察から送致を受け、必要な捜査を遂げた上で、被疑者とされる親を起訴するかどうか判断する形で関わることになる。事件処理する上での高松地検の取組としては、全国的に見ても積極的になされているといえる。主なものとして2点紹介する。1つが早期の司法面接の実施、もう1つが県警や児童相談所など関係機関との緊密な連携である。司法面接とは、警察官や検察庁において事件直後の被害児童から、記憶が新鮮なうちに被害状況を聴取し、内容を録音、録画するという手法で行われる。これは被害に遭った児童が捜査を何度も受けることを避け、特に心的負担の軽減を図りながら、児童の供述を証拠として保全するというものである。高松地検では、児童虐待事案が発生した場合、直ちに県警から児童虐待担当検事が連絡を受け、できるだけ早期に被害児童の捜査を行っている。2点目の関係機関との緊密な連携については、児童虐待事案を起こした親を起訴又は不起訴処分するにあたって、制裁として処罰するというだけではなく、再犯を防止するという観点で極めて重要となってくる。そのために専門的な情報や知見を集約する必要があるという見地から、処分前カンファレンスを実施している。具体的には、児童虐待事案について刑事処分を決する前に、児童相談所等から家庭環境やその調整等に関する情報を収集し、事案によっては、医師をも含めた関係機関との間でカンファレンスを行って意見等を集約し、刑事処分をする上での参考としている。関係機関との会合も密に実施し、例えば、県警、児童相談所と連携強化を図るため協議会を定期的に開催してきている。もっとも近時はコロナの関係で中断しており、できるだけ速やかな再開が望まれるところである。

- 弁護士会では子供の権利及び法教育に関する委員会を設置している。弁

護士としては児童虐待だけに絞ったものではなく、いじめや学校における体罰も含めて相談を受けていて、権利侵害として広く相談を受けている。上記委員会では、電話や面談などで相談を受ける担当弁護士の名簿、「子供の権利110番」の名簿を作っていて、相談があれば受けるという態勢は作っている。その名簿に搭載されるためには、上記委員会で行う児童虐待を含めた子供の権利に関する研修会を受講しなければならないことになっている。弁護士が相談を受けるというのは委任行為の1つだが、児童つまり未成年者が直接、委任者になるわけではなく、通常であれば未成年者の親権者が法定代理人として委任行為をすることになる。ただ、児童虐待の場合は、子供を現に監護している保護者が虐待行為を行っていることから、児童虐待の問題を委任したり、相談してくるということはありません。どちらかと言えば、学校の先生から児童虐待についての相談を受けることのほうが多い。もともと、学校の先生から相談があったからと言ってそれで弁護士が動けるかと言えば、法律的な面や権限の面からも難しい。弁護士が家庭の中に入って調査をするといったようなことは不可能である。結局は、児童相談所や警察に連絡を取って、対処してもらわないといけないというのが実情である。

- 今はコロナで少し減ってきてはいるが、色々な文化的背景を持った外国人の方々が増加傾向にある中で、小、中学校においても外国にルーツを持った子供達が増えてきている。そのような子供達が色々な支援を受けている中で、児童虐待の問題もあると考えている。文化的な違いもあって、叩いてしつけをするといったようなことが未だに残っているところもある。このような子供達をどのように支援していくかはこれからの課題となってくるが、国籍に関わらず権利を守っていくことは大事で、色々な背景を抱えた家庭の事情も考慮しながら、虐待をどう未然に防いでいくのかは、今後避けては通れない問題だと考えている。例えば、現在も一般的な外国人

向けの法律相談を国際交流協会が受けているが、そうした機関との連携も今後必要になってくるように思う。

- 女性に対する暴力の根絶ということで性暴力に対する取組も行っている。具体的には、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を運営していて、子供が性暴力の被害者となっているとの相談を受けることがある。監護者による児童虐待であれば、児童相談所につながり、監護者以外の方から性暴力を受けた場合、子供の監護者と子供両方のカウンセリングが重要であると感じていて、セットで支援するようしている。最近は男性の被害者というのも増えてきている。児童虐待も含め、これは虐待だ、暴力だという意識啓発がなかなか浸透していない現状を苦慮している。トイレにステッカーを貼ったりするなど啓発に協力いただいているところではあるが、おそらく加害者のほうでは、それは悪いことだと思わずに来てしまっていて、それは大きな課題であると感じている。被害に遭われた方も、それが暴力だというのを相談して初めて知ったという声が結構多い。多くの方が自分に隙があったから、こういう目に遭った、自分が悪いと思っているので、カウンセリングの中で、十分に話しながらあなたは悪くない、これは暴力だという意識を浸透させていく取組を行っている。
- 児童虐待の問題については、いかに我々みんなの問題としていくか、自分事化して考えていくきっかけとなる報道をしていきたいと思っている。そこで壁になると思っているのが、匿名報道の要請である。匿名になると報道する側としては、事件の核心に迫って報道しようということになりづらいのが正直なところである。起訴に至らない事案も多く、そうすると児童虐待の問題はニュースとしての扱いは小さくなってしまう。また、行政機関から統計の情報がもたらされるが、数字を報じるだけでは視聴者や読者の心も動かしづらいと思う。実際の生の人間がいて、傷ついて、困って、どこに問題があるのかを具体的な事実をもって報じていきたいとは思っ

いるが、なかなか迫れていないのが反省点である。具体的事実によって、生の声を聞いて、当事者の問題だけではなくて、我々や社会全体の問題、自分事なんだと、心に響くような報道をしていきたいと考えているので、関係者の皆さんからは情報提供や発信をしていただきたいと思っている。

- 児童虐待は、子供やその関係者に関わる家庭の問題が多く、匿名性も高い事案なので、どうしても中身に詳しく触れられない。最近の傾向では、警察の発表も児童虐待に限らず匿名を希望する事案は増えていて、バランスをとりながら真実に迫っていくのは難しいと感じている。交通事故の被害者にしても非常に取材しづらいが、継続して取材しているなかで、関係者が年数を経て話してくれることもあるので、関係者と接点を持ちつつ、少しでも真実に迫る報道ができるよう努力したいと思っている。
- 各委員の意見を聞いていて、児童虐待については通報が大事だと思ったのだが、いざ自分が通報する際に、違っていたらどうしようというのがある。被害を受けている本人ならともかく周りの者が通報できるかと言えば、よほどの事や確証でも無い限り、なかなか通報できないというのが正直なところである。違ってもいいから、この番号にかけて、というのがあれば通報できると思う。ただ、それで通報が多くなれば、連絡先となる機関で他の業務ができなくなったりするかなと思ってしまう。
- 最近では、泣き声が聞こえるとか、子供が泣いている、一人でうろうろしているという情報が寄せられている。また、SNSなどでもこの映像かわいそう、虐待じゃないかといったメッセージが県内だけではなく、全国から寄せられている。そういった情報は児童相談所でも確認するし、泣き声が聞こえたという情報があれば、その現場に行く。特定が出来なければ、その近辺のお宅を訪問させてもらい、話を聞かせてもらっている。訪問した中で、実は困っているんだなどと、育児の大変さを語られる方もいて、それが相談につながる場合もある。

- 続いて、児童虐待に関わる関係機関の連携の在り方はどうあるべきかご意見をうかがいたい。
- 児童虐待に関する事件は、高松家裁でもそれなりに事例が出てきている。児童相談所との連携については、当庁も重視しており、事件を取扱う中で、どういう連携が取れるかということについて協議の場を設けさせていただき、検討しているところである。
- 迅速に対応しないといけないので、連携が重要になる。先ほど児童相談所の話にもあったが、すぐに対応しないといけない一方、資料作成もしなければいけない。保護者への対応を行いながら、並行して裁判に必要な書類作成をしていくのは、確かに負担があると思っていて、そこがスムーズに行くように連携を図る必要がある。事件が起こってはじめてどういう処理が必要か、とならないよう日常的なところでのやりとりをしていかないといけないと思っている。連携に関して、裁判所は機関の特性からして、どうしても受け身なところはあるが、一方で利用していただくためにどうすることが必要か十分理解してもらえよう関係性を作っていくとかならないと思っている。
- 権利保護の観点からいうと、親権者の親権の保護はもちろん重要だが、児童虐待は家庭内で行われていることなので、外部からはなかなか把握できない面がある。弁護士に相談があったとしても弁護士には何の調査権もない。事実関係を明らかにしていくためには調査をしないと行けなくて、そうするとどうしても児童相談所等のほうで頑張っていたらかざるを得ない。調査の結果、親権の停止や喪失が相当だと判断されて、申立がなされる事案があっても、申立側に別の目的があったり、事実を大げさに言ってみたりというケースは普通考えられないので、裁判所としては権限のあるところで積極的に動いていただくといいと考えている。親権者の権利も重要ではあるが、家庭裁判所にまで来る事件というのは、通常ではない事案

であると思うので、家庭内の密室で行われる児童虐待を防いでもらうためにも家庭裁判所における積極的な働きを期待したい。

- 法は家庭に入らずというように、家庭内で起きたことについてどこまで法律が介入するのか議論があるところである。ただ、殊子供のことに関しては、行政が立ち入るということに躊躇してはならない事件もあると思う。事後的にチェックを受けるといことが機能していれば、行政が積極的にコミットしていく、我々もそれを許容する社会や雰囲気醸成していくよう報道していきたいと思っている。関係機関のほうで困っているような状況については、ちゃんと取材して報じていくようにしたい、そうした報道の中から世論が出来上がっていくと思う。
- 裁判所としては児童相談所等と素早く連携して対応しないといけないが、一方で連携を深め過ぎてしまうと中立が求められる機関としての役割が果たせないと考える。そのあたりの線引きについて率直な意見をいただきたい。
- 子供の命が関わってくるのであれば、裁判所の中立性や親権の保護といった面はあるが、家庭裁判所にまで来る事例ということになると深刻な状況であることから、子供の命を救う上では、ある程度連携のほうに寄ることも必要な状況があるように思う。
- 関係機関がそれぞれ可能な範囲で情報を出し合えば、マスコミのほうでも報道を通して社会に知ってもらいきっかけになるので、協力できるところがあると思う。
- 次に、家庭裁判所の事件処理についてご意見をうかがいたい。説明者から紹介された模擬事例に関して、事件処理としてはスタンダードなものなのか。
- 母親が手続に反発して期日に欠席し、調査に応じようとしなないといった部分は、やや特殊であると思う。虐待の中身としては比較的分かりやすい

内容で、例えば証拠があまりないとか、何が虐待なのかといった点であまり審議を要さないという意味では典型的といえ、それもあって比較的短い期間で処理を終えた経過となっている。

- 親自体が十分なケアを受けられずに育ってきているケースも多く、支援が必要な場合に、どうやって親がSOSを出すのか、出し方も分からないし、支援が入ったときにもうまく支援を受けられないという親もいる。支援にうまく乗っていけないところは世代間連鎖の問題もあると思っていて、子供だけではなく親が抱えている背景も理解しないといけないと感じた。
- 子供とよく話せばいいのにと思っていたが、親がカウンセリングなどを受けないと、親も言えない部分もあるだろうと感じた。一概に、子供と親が話せば済むというだけではないのだと思った。
- 模擬事例については、記者であれば是非取材したい事例である。公開の法廷で行われているのであれば、取材して記事にしたいと思う。ただ、家庭裁判所の取り扱う事件というのは、審判、調停と公開の法廷で行われない事件がほとんどで、これをどうやって報道機関がキャッチしてしかるべき形で伝えていくか、というのが我々の課題としてある。事後でもいいから家庭裁判所と何かできないかなと思う。
- 家庭裁判所の事件の中でも機微にわたるものなので、即答はできかねるが、委員から希望があったことを踏まえて、今後検討したい。

(3) 次回期日

令和3年12月10日（金）午後1時30分から開催することとした。